

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	農業保険法	法令番号	昭和 22 年法律第 185 号	
手続名	役員改選命令	根拠条項	第 212 条第 1 項	
処分基準	農業保険法第 212 条第 1 項の規定による役員改選命令に係る処分の基準は、同項の規定のとおりとする。			
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 生産者支援課	交付機関 生産者支援課